



新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧

個人向け

| 対象 | 支援の名称 | 支援の詳細 | | 問い合わせ先 |
|---------------------------|--|--|--|---|
| 子育て世帯の方 | 子育て世帯への臨時特別給付金 | 児童1人当たり 1万円 | 児童手当4月分（3月分含む）の受給者に給付。 | 子ども家庭部管理課子ども医療・手当係 03-5307-0785 |
| ひとり親世帯の方 | ひとり親世帯（児童育成手当受給者）への臨時特別給付金 | 児童1人当たり 1万5千円 | 児童育成手当5月分の受給者に給付。 | |
| ひとり親世帯の方 | ひとり親世帯臨時特別給付金 | 【基本給付】 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円 【追加給付】 1世帯5万円 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援するために給付。 | 厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター 0120-400-903 子ども家庭部管理課子ども医療・手当係 03-5307-0785 |
| 妊娠している方 | 子育て応援券（ゆりかご券） | 1人当たり 1万円分 | 妊婦健診の際のタクシー利用等ができるよう、追加で「子育て応援券（ゆりかご券）」（令和2年度中のみ利用できる期間限定の券）を配布。 | 子ども家庭部管理課子育て応援券担当 03-3312-2111 |
| 家賃が払えない方 | 住居確保給付金 | | 離職・廃業や休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれがある方に、原則3か月、最大9か月、家賃相当額を家主等に支給。（収入・資産要件・給付上限額等があります。） | くらしのサポートステーション 03-3391-1751 |
| 中小企業にお勤めの方 | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 | | 中小企業にお勤めで、事業主の指示による休業中（令和2年4月1日から9月30日までの間）に賃金（休業手当）を受け取ることができない方に対して、本人の申請により支給。 ※区では、申請支援窓口を開設しています。予約制です。事前にお問い合わせください。 | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 ※区の「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」申請支援窓口予約産業振興センター就労・経営支援係 03-5347-9077 |
| 国民健康保険に加入している方 | 傷病手当金 | | 新型コロナウイルス感染症に感染あるいは感染を疑われ、療養のため仕事ができない方（給与等の支払いを受けている方に限る）を対象に傷病手当金を支給。 （必ず、事前にお問い合わせ下さい！） | 国保年金課国保給付係 03-5307-0328 |
| 後期高齢者医療保険に加入している方 | 傷病手当金 | | 新型コロナウイルス感染症に感染あるいは感染を疑われ、療養のため仕事ができない方（給与等の支払いを受けている方に限る）を対象に傷病手当金を支給。 （必ず、事前にお問い合わせ下さい！） | 東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター 0570-086-519 |
| 国公立小中学校に在籍している児童・生徒の保護者の方 | 就学援助 | | 学校に必要な費用（学用品費・給食費等）の一部を援助。（所得制限あり） ※家計が急変した世帯の方は、お問い合わせ下さい。 | 学務課就学奨励担当 03-5307-0761 |

令和2年9月1日時点の情報です。最新情報は各ホームページ等でご確認ください。

| | 対象 | 支援の名称 | 支援の詳細 | | 問い合わせ先 | |
|-------------|--------------------------|---|--|---|--|--|
| 貸付 (かりる) | 休業・失業等で困っている方 | 緊急小口資金特例貸付 | 最大 20万円 | ・措置期間 1年以内 ・返済期間 2年以内 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯を対象に貸付。 (必ず、事前にお問い合わせ下さい!) | 杉並区社会福祉協議会 生活支援課生活支援係 03-5347-3134 |
| | | 総合支援資金特例貸付 | | 単身 15万円 2人以上 20万円 | | |
| | | 資金融資・貸付に必要な住民票の写し、印鑑登録証明書、特別区民税・都民税の各種税証明書の交付手数料を免除します。 ※ただし、証明書コンビニ交付サービスは免除対象になりません。 | | | | |
| 猶予 | 区民税や固定資産税等の納税が難しい方 | 区民税の納付 | 収入の減少や損害が発生し、税の納付が難しくなった方には、税の納付の猶予（納期限を一定期間延長）などの相談を受け付けています。各担当にお問い合わせ下さい。 | | 納税課滞納整理係 03-5307-0634 | |
| | | 自動車税の納付 | | | 東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066 | |
| | | 軽自動車税の納付 | | | 課税課税務管理係 03-3312-2111 | |
| | | 固定資産税など都税の納付 | | | 杉並都税事務所 03-3393-1171 | |
| | | 所得税など国税の納付 | | | 国税局猶予相談センター 0120-948-271 | |
| | 国民健康保険や国民年金等の保険料の納付が難しい方 | 国民健康保険料の納付 | 収入の減少や損害が発生し、各種保険料の納付が難しくなった方には、納付の猶予（納期限を一定期間延長）や分割納付・減免などの相談を受け付けています。各担当にお問い合わせ下さい。 | | 国保年金課国保収納係 03-5307-0374 | |
| | | 後期高齢者医療保険料の納付 | | | 国保年金課高齢者医療係 03-5307-0329 | |
| | | 介護保険料の納付 | | | 介護保険課資格保険料係 03-5307-0654 | |
| | | 国民年金保険料の納付 | | | ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004 | |
| | 公共料金等の支払いが難しい方 | 水道・下水道・ガス・電気、携帯電話の使用料等の支払い | 料金等の支払いが難しい場合は、支払い猶予（納期限を一定期間延長する制度）の延長を行っています。いずれも請求書等に記載の各事業者へお問い合わせください。 | | 契約している各事業者へ問い合わせ | |

令和2年9月1日時点の情報です。最新情報は各ホームページ等でご確認ください。



首相官邸ホームページ くらしと仕事の支援策
https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_shien.html



東京都ホームページ 支援策(個人向)
https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/information/corona-support-individual.html



文化庁ホームページ文化芸術関係者に対する支援情報窓口
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html